

重要事項説明書

社会福祉法人カトリック児童福祉会
軽費老人ホーム(A型)あけの星荘

重要事項説明書

1 施設運営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人カトリック児童福祉会
- (2) 法人所在地 宮城県仙台市宮城野区鶴ヶ谷二丁目1番地13
- (3) 電話番号 022-299-3731
- (4) 代表者氏名 理事長 小野寺 洋一
- (5) 設立年月日 昭和41年12月20日

2 利用施設

- (1) 施設の種類 軽費老人ホームA型
- (2) 施設の名称 軽費老人ホームあけの星荘
- (3) 施設の所在地 宮城県仙台市宮城野区安養寺二丁目24番1号
- (4) 電話番号 022-297-1359
- (5) 施設長氏名 野辺地 実
- (6) 開設年月日 昭和56年5月1日
- (7) 入所定員 50名
- (8) 施設の運営方針
 - 1) 老人福祉法の基本理念に基づくとともに、キリストの福音の精神に従って入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように務める
 - 2) 地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供を務めるとともに、市町村、高齢者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者、その他の保険医療サービスを提供する者と連携に務める

3 施設の利用資格

- (1) 年齢が60歳以上である者。ただし、その者の配偶者、三親等内の親族その他特別な事情により、その者と共に利用することが必要と認められる場合はこの限りではない。
- (2) 家族と同居することが困難な者
- (3) 伝染病疾患がなく、かつ問題行動を伴わない者で共同生活が可能な者。
- (4) 生活費に充てることができる所得等があり、所定の利用料を支払うことが可能な者。
- (5) 身元保証人2名以上が得られるもの。

4 施設の概要

敷地面積 4,311.29 m² 建築面積 1,935.66 m²
居室面積 (個室:全46室) 633.42 m² (一部屋あたり 13.77 m²)
(二人部屋:全2室) 53.28 m² (一部屋あたり 26.64 m²)
共同設備 食堂・浴室・トイレ・医務室・娯楽室・談話室・面談室・聖堂

5 職員体制

(1) 施設長	1名
(2) 副施設長	1名
(3) 生活相談員	1名
(4) 介護職員	4名
(5) 看護職員	1名
(6) 栄養士	1名
(7) 医師（嘱託）	2名
(8) 調理員	4名
(9) 施設管理員 （兼ボイラー技士）	1名

6 職員の勤務体制

職 種	勤務時間	勤務形態	休 暇
施 設 長	8：30～17：30	常勤・専従	4週8休
副施設長	8：30～17：30		
生活相談員	8：30～17：30		
介護職員	早番 7：30～16：30		
	日勤 8：30～17：30		
	遅番 9：30～18：30		
看 護 師	8：30～17：30		
栄 養 士	8：30～17：30		
調 理 員	早番 6：00～15：00		
	日勤 8：30～17：30		
	遅番 9：30～18：30		
施設管理員兼 ボイラー技士	8：30～17：30		
診療所管理医	月1回程度（内科）	非常勤	—
医 師	月4回程度（内科）	非常勤	—

7 サービスの概要

種 類	内 容
食 事	<p>栄養並びに入所者の身体状況及び嗜好を考慮したものを提供します。 また、バイキング、季節・行事等の企画による食事も提供もします。</p> <p>食事時間 朝 食 08:00から 昼 食 12:00から 夕 食 17:00から</p>
入 浴	<p>毎週 月・水・金 10:00～17:00 第1, 3, 5 土 13:00～17:00</p>
教 養 娯 楽	<p>教養娯楽設備や生活を実りあるものとするため、年間行事してレクリエーション等の余暇活動を行います。 ☆レクリエーション活動☆ 誕生会、お花見、夏祭り、芋煮会、焼芋会、作品展示会 クリスマス会、もちつき、節分、ひな祭り、ミニ喫茶等</p> <p>☆余暇活動☆ 陶芸クラブ、ゲートボールクラブ、カラオケクラブ 合唱クラブ等</p>
健 康 管 理	<p>年一回、健康診断を実施し、健康の保持、疾病の予防に努めます。</p>
緊 急 時 対 応	<p>身体状況の急激な変化等で緊急を要する事態に対応できるように身元保証人や主治医又は協力病院等との連携に努めます。</p>
夜 間 管 理 体 制	<p>宿直員による見回り、緊急時の対応を行います。</p>
金 銭 管 理	<p>入所者又は身元保証人の管理とします。</p>
相 談 ・ 助 言	<p>入所者又はその身元保証人に対して、各種相談に応じるとともに余暇活動及び居宅サービス等そのほかの保健医療福祉サービスなど、必要な助言その他の援助を行うものとします。 また、要支援・要介護の認定を受けた方が適切に介護保険に係る居宅サービスや介護予防サービスが利用することができるよう支援します。</p>
社 会 生 活 上 の 便 宜	<p>日常生活を営むに必要な行政機関等に対する手続きについて、入所者が行なうことが困難である場合は、申し出及び同意に基づき施設側も相談に応じます。</p>

8 利用料について

(1) 月 額 令和8年8月1日現在

階層	対象収入による階層区分	生活費(円)	事務費(円)	合計(円)
1	1,500,000 円以下	60,144	10,000	70,144
2	1,500,001 円 ~ 1,600,000円	60,144	13,100	73,244
3	1,600,001 円 ~ 1,700,000円	60,144	16,200	76,344
4	1,700,001 円 ~ 1,800,000円	60,144	19,200	79,344
5	1,800,001 円 ~ 1,900,000円	60,144	22,300	82,444
6	1,900,001 円 ~ 2,000,000円	60,144	25,300	85,444
7	2,000,001 円 ~ 2,100,000円	60,144	30,300	90,444
8	2,100,001 円 ~ 2,200,000円	60,144	35,500	95,644
9	2,200,001 円 ~ 2,300,000円	60,144	40,500	100,644
10	2,300,001 円 ~ 2,400,000円	60,144	45,600	105,744
11	2,400,001 円 ~ 2,500,000円	60,144	50,700	110,844
12	2,500,001 円 ~ 2,600,000円	60,144	57,800	117,944
13	2,600,001 円 ~ 2,700,000円	60,144	65,000	125,144
14	2,700,001 円 ~ 2,800,000円	60,144	72,000	132,144
15	2,800,001 円 ~ 2,900,000円	60,144	79,100	139,244
16	2,900,001 円 ~ 3,000,000円	60,144	86,300	146,444
17	3,000,001 円 ~ 3,100,000円	60,144	94,400	154,544
18	3,100,001 円 ~ 3,200,000円	60,144	102,500	162,644
19	3,200,001 円 ~ 3,300,000円	60,144	110,600	170,744
20	3,300,001 円 ~ 3,400,000円	60,144	117,857	178,001
21	3,400,001 円以上	60,144	124,300	184,444

※1 この表における「対象収入」とは前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く）から、租税・社会保険料・医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。

※2 二人で入居する場合については、二人の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合それぞれの事務費から30%減額した額とします。

(2) 暖房費

月 額 5,410円（11月～3月までの冬季間のみ）

(3) 電気料

各居室にて使用した電気量に応じて、電気料がかかります。

※（1）（2）（3）については変更になる場合があります。

(4) 給食費の返納

①月途中の入所退所の場合又は入院、死亡した場合

※他施設の一時的な入所利用を含む（対象となった即日より）

1日のうち3食（朝・昼・夕）とも摂取されなかった日数 × 800円

(5) 事務費

事務費等の確定に係る収入認定に際して提出する書類については、毎年4月末日までに源泉徴収票や課税（非課税）証明書、確定申告等の収入がわかるものの写し、必要経費（医療費領収書や介護保険サービス領収書、社会保険料の納入済み証明証等）の写しを提出してください。

(6) 利用料金の支払

- ①自動引落（七十七銀行口座のみ）
- ②振込
- ③現金払い

※ 自動引落の方は当月分を毎月5日～10日に引落いたします。
ご案内に引落日を記載させていただきますが、引落日をこの期間以外でご希望の場合はご相談ください。
お振込み及び現金払いの方は15日までにお願います。

※ 身元保証人様へ請求書のご発送は月初になります。
入所者様へは毎月1日に当月分の請求書を直接お渡しさせていただきます。

9 嘱託医

星 宏 紀（星内科小児科医院）
我 妻 恵（診療所管理医）

10 協力医療機関

- ① 星内科小児科医院 仙台市宮城野区幸町二丁目20番
電話：022-256-1973
- ② 財団法人 光ヶ丘スペルマン病院 仙台市宮城野区東仙台六丁目7番1号
電話：022-257-0231
- ③ タカジン眼科 仙台市宮城野区二の森12-50
電話：022-295-7121
- ④ ラビット歯科 仙台市青葉区宮町4-5-34
NoieSendai 宮町203
電話：022-796-0357

11 留意事項

(1) 外出及び外泊

- ①入所者は外出しようとする時は、出発時に指定の外出届に出発時間
外出先、食事の必要・不必要を記入すること。
外出先にて予定の変更があり、施設での食事が不用になった場合には
その旨を施設へ報告する。
なお、外出時における事故及び怪我等については、当施設では責任を
負いかねます。
- ②入所者は外泊しようとする時は外泊期間、連絡先について、出発前までに
施設に届け出ること

- (2) 面会及び宿泊
入所者に面会で訪れる場合は、玄関先に備え付けの面会票にその氏名等を記入し提出すること
また、宿泊する場合には事前に届出て承諾を受けること。
- (3) 施設内の禁止行為
入所者は、施設内での次の行為をしてはならない
 - ①けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること
 - ②政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり他人を誹謗中傷したりすること
 - ③指定した場所以外で火気を用いること
 - ④施設の秩序、風紀を乱す行為、又は安全衛生を害すること
 - ⑤故意に、施設・設備に損害を与え、又は無断で備品を施設外に持ち出すこと

1 2 身元保証人の役割

- (1) 通院時の付き添い
 - ①入所者がお一人で通院できなくなった際は付き添いをお願いします
 - ②付き添いを行なった場合は、入所者の状況（医師からの説明）の把握、施設へ連絡して下さい
 - ③有償でのヘルパー・介護タクシー等の利用ができますが費用は個人負担となります
- (2) 入院（中）・退院時の対応
 - ①ご入所様が入院（検査入院含む）・退院する際には付き添いをお願いします
 - ②緊急時は、原則、身元保証人の対応となります。ただし、やむを得ない場合は要相談となります
入院中、医療機関より依頼があったことに関しては、身元保証人様に対応していただきます
 - ③入院中の入所者の状況（医師からの説明）を把握し、施設に報告して下さい
 - ④有償でのヘルパー等の利用はできますが、費用は個人負担となります
- (3) 金銭・物品等の管理
入所者ご自身で金銭・財産・その他の物品の管理が困難な場合は、身元保証人にその管理をお願いします
施設では、金銭・物品等の管理に関しては関与いたしません
- (4) 面会のお願い
入所者の生活を知っていただくためにもご家族などは、定期的な面会をお願いします
- (5) サービス（処遇）計画の参画
入所者のサービス（処遇）計画への参画とご理解をお願いします
ご入所様が当施設でより良い生活を送るためにサービス（処遇）計画を立てさせていただいておりますが、入所者・ご家族（身元保証人含む）の思いや考えを伺い、尊重する支援計画を立てさせていただきますので計画への参画をお願いします

- (6) 生活維持について
- ① 入所者ご自分で生活維持が困難になった際には、身元保証人の支援をお願いします
 - ② 有償ヘルパー・介護保険サービス等の利用ができますが、実費は個人負担となります
- (7) 退所時の受け入れ先の確保
- 入所者が施設での継続した生活ができなくなった場合には、次の受け入れ先を確保していただきます
- (次の受け入れ先の情報については施設とケアマネージャーもご協力させていただきますのでご相談ください。)
- (8) その他
- ① 入所者お一人では困難と思われる事が発生した場合には、身元保証人にご支援いただきます
 - ② 身元保証人等の連絡先等が変更になった際は速やかに届け出ること
 - ③ ご夫婦等で二人部屋へ入所されている方々のうち、どちらか一方の入所者が退所するに至った際には、もう一方の入所者は一人部屋への居室移動をしていただきます。空室がない場合は他の住居へ転居となります。次の受け入れ先の情報については関係機関と協力しご提案させていただきます

1.3 契約の終了、その他注意事項

- (1) 居室の変更
- 入所者の心身機能の低下等のため、居室を変更することが適当と認められたとき
- (2) 利用契約の終了
- 次の各号のいずれかに該当する場合には利用契約を終了する。
- ① 入所者が死亡したとき
 - ② 入所者から利用辞退届の提出がありこれを受理したとき
 - ③ 施設長が利用契約を解除したとき
- (3) 退所時の居室の原状回復
- 利用契約書第 25 条 2 項（原状回復の義務）により、退居時における居室の原状回復費用は一部入所者負担とします
- (4) 利用契約の解除
- 入所者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは利用契約を解除することができる
- ① 利用申込書等必要書類に虚偽事項を記載する等の不正手段により入所したとき
 - ② 正当な理由無く利用料その他の費用を 3 ヶ月以上滞納したとき
 - ③ 伝染性疾患あるいは精神的疾患の罹病により、他の入所者の生活又は健康に重大な影響を及ぼし、治療による回復の見込みがないとき
 - ④ 入所者の行動が他のご入所者様の生活又は健康に重大な影響を及ぼすとき
 - ⑤ 入所者が疾病その他の理由により居室での日常生活が困難となったとき
 - ⑥ 前各号のほか、施設の指示又は指導に従わないとき。
 - ⑦ 1.2 項 (8) その他に定める通り、二人部屋において一人での生活になり、一人部屋に居室移動できなかったとき

- (5) 転貸等の禁止
居室を転貸、又は譲渡もしくは利用者以外のものを同居させることができない

- 1 4 非常災害時対応
非常災害に備えるために、防火管理責任者を定め非常災害に関する防災計画を策定し、定期的に避難・救出等の訓練を行います

- 1 5 事故発生時の対応
あけの星荘における事故が発生した場合は別紙1「あけの星荘での事故発生時における対応」に則り対応いたします。

1 6 苦情処理の体制

(1) 当施設における苦情の受付

当施設の提供したサービスに関する入所者又はご家族からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

- ・苦情解決責任者 施設長：野辺地実
- ・苦情受付窓口 生活相談員主任：三浦正代
- ・受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30
- ・苦情受付（ご意見）箱を玄関2階3階の廊下に設置しています。

【連絡先】電話 022-297-1359 FAX 022-297-3103

(2) 苦情解決制度

入所者又はご家族様からの苦情・相談には、別に定める法人の「苦情解決制度実施要綱」に基づき、苦情解決責任者、第三者委員等による迅速かつ適切な対応を図ります。

- 第三者委員
- ・伊勢島 靖子（法人評議員） 電話 022-257-3898
 - ・阿部 正子（法人評議員） 電話 022-251-2791
 - ・下谷 光洋（法人評議員） 電話 022-352-2658

(3) 行政機関その他苦情受付機関

苦情受付関係機関等への苦情申し立てについては、必要な協力を行うとともに、解決が困難な場合には「運営適正化委員会」に申し出て解決を図るものとします。

① 仙台市役所・介護保険課

仙台市青葉区国分町三丁目7番1号 電話 214-5225(代)

② 宮城野区役所・障害高齢課

仙台市宮城野区五輪二丁目12番35号 電話 291-2111(代)

③ 仙台市権利擁護相談センター

(仙台市社会福祉協議会「まもり一ふ仙台」)

仙台市青葉区五橋二丁目12番2号 電話 217-1610(代)

④ 宮城県国民健康保険団体連合会

仙台市青葉区上杉一丁目2番3号 電話 222-7079(代)

⑤ 運営適正化委員会（宮城県社会福祉協議会）

仙台市青葉区本町三丁目7番4号 電話 716-9674(代)

軽費老人ホームあけの星荘のサービスの提供の開始に際し、本書面に基づき

重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

説明責任者 宮城県仙台市宮城野区安養寺二丁目24番1号
社会福祉法人カトリック児童福祉会
軽費老人ホーム（A型）あけの星荘
施設長 野 辺 地 実 ⑩

説明者 職名 生活相談員主任
氏名 三 浦 正 代 ⑩

私は、本書面に基づいて施設から重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意しました。

入所者住所： _____

氏名： _____ ⑩

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受け、入所者 _____ がサービスを受けること及び身元保証人となることに同意しました。

身元保証人住所： _____

氏名： _____ ⑩

身元保証人住所： _____

氏名： _____ ⑩